平成２１年（フ）第４１２号
熊本県合志市御代志1662番地47
債務者　浮穴　裕智
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４９１号
熊本市楠２丁目10番６号
債務者　浮穴　和志
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　　邦夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３０３号
埼玉県入間郡越生町大字大満479番地３
債務者　縄　　勝年
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３０４号
埼玉県入間郡越生町大字大満479番地３
債務者　縄　　乙美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４６１８号
大阪市阿倍野区阪南町２丁目１番15―401号
債務者　板金　善一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岸　久朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３６４号
群馬県高崎市倉賀野町2248―２、住民票上の住所群馬県高崎市大八木町1994番地
債務者　竹鼻美代子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　欣治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月14日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２３７号
群馬県伊勢崎市下植木町980番地24
債務者　関口　文雄
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横地　宏紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月28日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２９９号
東京都東村山市栄町１丁目６番地２　リシェス久米川２号館503、住民票上の住所埼玉県所沢市三ケ島５丁目1684番地の２
債務者　志村　克也
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１９９２号
大阪府大東市太子田３丁目２番25号
債務者　山本　賢治
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田端　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９９３号
大阪府豊能郡能勢町森上173番地の１　日の丸マンション104号
債務者　山本　昭造
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田端　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３５９号
大阪市東住吉区中野１丁目５番９―602号
債務者　山縣　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川春菜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１号
福島県南相馬市原町区牛越字遠藤17番地の36
債務者　高橋　幹雄
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若杉　裕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第２１２号
岡山市南区藤田775番地６
債務者　神谷　義勝
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水田美由紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５６号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万623番地３
債務者　松岡　真二
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４７７０号
奈良市百楽園２丁目５番４号
債務者　松永　　忠
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤　　登
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４６号
神戸市東灘区魚崎南町２丁目14番３―403号、従前の住所神戸市兵庫区佐比江町18番地の13東陽マンション405号
債務者　田中　絹代
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　亜衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４２２号
愛知県豊田市大清水町大清水108番地20　オアシス上豊田310号
債務者　岩谷　　暁
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
愛知県岡崎市日名中町11番地５　サンアメニティ北岡崎駅703
債務者　中瀬　有美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係